

これまでの懇談会におけるご指摘事項等

これまでの懇談会等におけるご指摘事項

○第1回・第2回懇談会やパブリックコメント等でご指摘頂いた事項について、道路移動等円滑化基準への反映や関連する通達等への反映について検討。

(ハード基準への反映：資料3でご説明、ソフトへの反映：資料4でご説明)

○ご指摘事項のうち、議論が必要な内容については、ガイドライン等の作成と合わせ基本的な考え方等を整理するとともに、新技術の活用についても検討。

(ガイドラインへの反映：資料5でご説明)

※朱書きは、第2回懇談会のご意見を踏まえて追加した箇所

1. 技術基準に関する主なご指摘

【歩道・視覚障害者誘導用ブロック】

- 歩車道境界について標準型(2cmの段差)で段差を設けない場合は、全段階で視覚障害者への意見を聞いたうえで実施することが必要(第1回、第2回)
- 規格を満たした視覚障害者誘導用ブロック等での誘導の連続性や色の考え方等について整理が必要(第1回)
- 視覚障害者誘導用ブロックと道路上の設置物の離隔の考え方について整理が必要(第2回)
- 視覚障害者誘導用ブロックによるエスカレーターへの誘導の考え方について整理が必要(第2回)
- 発達障害者等に配慮した路面の模様の検討が必要(第2回)

【サイン】

- 知的障害者等にも配慮した案内サインが必要(第1回)
- 標識や案内看板の集約化によるわかりやすい案内が必要(第2回)

これまでの懇談会等におけるご指摘事項

※朱書きは、第2回懇談会のご意見を踏まえて追加した箇所

1. 技術基準に関する主なご指摘

【施設】

- エレベータの台数やサイズは、障害者の意見や利用人数を踏まえた検討が必要（第1回）
- 歩行者利便増進道路等のベンチ・待合所等の構造や設置数について、車椅子使用者や視覚障害者、ロコモティブシンドロームの方などへの配慮が必要（第1回、第2回）
- 多機能トイレ（簡易多機能トイレを含む）の複数設置、LGBT等に配慮したトイレの検討が必要（第2回）
- 誰もが使いやすい階段の手すりの形状について整理が必要（第2回）
- 歩行者利便増進道路には駐輪場の設置に関するルールが必要（第2回）
- ベンチ、テーブルは車椅子利用者に配慮して固定式ではなく、可動式のものが必要（第2回）
- 照明施設は高齢者や視覚障害者および地域特性に配慮した照明の検討が必要（第2回）
- 樹木等による日陰の創出も考えられる（第2回）
- クールダウン・カームダウンスペースの設置検討が必要（第2回）

【構造】

- バス停等においてUDタクシーの乗降に配慮した構造にすることが必要（第1回）
- 生活道路における対策（ランブルストリップスの副次的活用等）の適切性等について検討が必要（第1回）
- 自転車歩行者道等において自転車と歩行者の分離が必要（第1回）
- 歩行者利便増進道路は有効幅員やベンチでのベビーカー・車椅子用のスペースの確保が必要（第2回）
- 通路の勾配はオリンピックのガイドラインの基準を参照し、変更することも考えられる（第2回）
- バス乗降場の勾配に関する規定の検討が必要（第2回） ⇒道路移動等円滑化基準（ハード基準）に反映

これまでの懇談会等におけるご指摘事項

2. 施設の運用やルール等に関する主なご指摘

※朱書きは、第2回懇談会のご意見を踏まえて追加した箇所
青書きは、パブコメを踏まえて追加した箇所

- 視覚障害者用誘導用ブロックの連続性を確保するための点検や更新・維持管理や上に物を置かない運用の徹底が必要(第1回、第2回)
- エスカレータ上での歩行すり抜け防止の対策が必要(第1回)
- 多機能トイレの適正利用の啓発が必要(第1回)
- 自転車の利用者などへのルール・マナーの啓発などの検討が必要(第1回)
- 心のバリアフリーの推進、障害の社会モデルの普及が必要(第1回、第2回)
- ユニバーサルデザインを進めることで逆にバリアができないよう注意が必要(第1回)
- 柵や植樹帯の適切な維持・管理が必要(第1回)
- 地震等の災害時の情報提供、移動の確保について検討が必要(第2回)
- 基準だけでは反映できない部分(視覚障害者に配慮したロッカーなど)のルール作りが必要(第2回)
- 高齢者や障害者が券売機のところで困っていることがあるので、人的な対応が必要(第2回)
- 迅速な対応を促す規定を加えることが必要 ⇒道路移動等円滑化基準(ソフト基準)に反映(資料4)
- 事業者がソフト基準を正しく理解できるように促すことが必要(パブコメ)

3. 計画・評価や検討体制等に関する主なご指摘

- 特定道路や歩行者利便増進道路を指定する際の配慮事項・指定要件の明確化や整備促進が必要(第1回)
- 施設の計画、設計、施工など各段階で障害者等の当事者参画が重要(第1回、第2回)
- バリアフリー化の事例を紹介する際は障害者や地元で使用している人の評価を併記することが必要(第1回)
- ユニバーサルデザイン化の課題等について継続的に議論する検討体制が必要(第1回)
- インクルーシブな配置について全体設計の段階で行う必要がある(第2回)

乗降場の勾配に関する基準(案)

○乗降場の縦断勾配と横断勾配の基準について、歩道の基準に合わせて道路移動等円滑化基準(ハード基準)に規定



縦断勾配 5%以下
(やむを得ない場合は8%以下※)

横断勾配 1%以下
(やむを得ない場合は2%以下※)

※やむを得ない場合の条件等については、
ガイドラインで明示

バスの乗降場

【参考】旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準

■ 旅客特定車両停留施設の旅客用場所(乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所)のバリアフリー基準を策定

⇒ 既存の旅客ターミナル等のバリアフリー基準(公共交通移動等円滑化基準)を参考に基準を策定

＜バリアフリー基準を策定する施設＞

・乗降場、通路(傾斜路、エレベーター等の施設を含む)、その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

【バリアフリー基準の例】

乗降場

＜視覚障害者誘導用ブロック等＞



バリアフリー基準(案)

- ・視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設置する
- ・縦断勾配
5%以下
- ・横断勾配
1%以下

通路

＜傾斜路＞



バリアフリー基準(案)

- ・有効幅員
1.2m以上
- ・階段に併設する場合は
0.9m以上
- ・縦断勾配
8%以下
- ・二段式の手すりを両側に設置

＜エレベーター＞



バリアフリー基準(案)

- ・かごの大きさ
1.4m以上 × 1.35m以上
(エレベーターの台数、かごの大きさは、利用状況を考慮して定める)
- ・出入口の有効幅
0.8m以上
- ・乗降ロビーの幅・奥行き
1.5m以上 × 1.5m以上

その他の旅客の用に供する場所

＜待合所＞



バリアフリー基準(案)

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける

【参考】旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)①

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
乗降場	乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造 ・柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置(視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための) ・平坦で滑りにくい仕上げ ・縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合は8%以下) ・横断勾配:1%以下(やむを得ない場合は2%以下) 	<p>同等</p> <p>※道路移動等円滑化基準を参考に「平たん」について規定</p>
通路	通路	<ul style="list-style-type: none"> ・通路幅 : 140cm以上 ※やむを得ない場合、通路の末端を車椅子の転回に支障のないものとし、50mごとに車椅子を転回できる場所を設け、幅を120cm以上とできる ・出入口幅 : 90cm以上(やむを得ない場合80cm) ・戸 : 幅90cm以上、自動で開閉又は高齢者・障害者等が容易に開閉(やむを得ない場合: 80cm) 	<p>同等</p>
	傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ・幅 : 120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上) ・勾配 : 8%以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、12%以下) ・踊り場: 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場設置 ・手すり: 二段式を両側に設置 ・色彩: 勾配部と接続通路の明度、色相、彩度の差を大きく ・滑りにくい仕上げ 	<p>同等</p> <p>※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段式」について規定</p>

【参考】旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)② 国土交通省

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
通路	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅: 80cm以上 ・かごの幅: 140cm以上 ・かごの奥行き: 135cm以上 ・乗降ロビーの幅: 150cm以上 ・乗降ロビーの奥行き: 150cm以上 ・延長機能: 開扉時間を延長する機能を設置 ・鏡、手すり、音声設備を設置 ・操作盤: 車椅子利用者用の操作盤を設置(点字を要する) ・エレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める 	同等
	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・幅: 80cm以上 ・踏み段: 車椅子のため必要な広さ確保(車止めを設置) ・昇降口: 3枚以上の踏み段が同一平面上にあること ・上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置 ・滑りにくい仕上げ ・色彩: 踏み段端部と周辺の輝度比を大きく ・進入可否: 上端・下端付近通路の床面に示す 	同等
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩: 踏面端部と周辺の輝度比を大きく ・手すり: 二段式を両側に設置 ・点字: 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す ・回り段: 設置しない ・滑りにくい仕上げ ・つまずきの原因を除く 	同等 ※道路移動等円滑化基準を参考に「手すりの二段式」について規定

【参考】旅客特定車両停留施設(バリアフリー基準)③ 国土交通省

	①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
			<移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令>
その他の旅客の用に供する場所	運行情報提供設備	文字・音声等による運行情報提供設備を設置	同等
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・表示:男女用の区別、便所の構造(音、点字等でも案内) ・滑りにくい仕上げ ・1以上の車椅子使用者が利用できる便所 ・1以上の高齢者・障害者等のための便所 	同等
	乗車券販売所 待合室 案内所	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅:80cm以上 ・段差:車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない ※やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設 ・文字により意思疎通を図るための設備を設置 	同等
	発券機	<ul style="list-style-type: none"> ・一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 	同等
	案内標識	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 :エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩施設 	同等
	視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック設置場所 :エレベーター乗降口の通路に設ける操作盤、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板、便所の出入口、乗車券等販売所との間の経路を構成する通路 ・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 	同等
	休憩設備 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の休憩設備を一以上設置 ・優先席を設ける場合は、優先的な利用の対象者を表示 ・照明設備を設置 	同等